

高知リハビリテーション専門職大学における公的研究費の不正発生時の取扱いについて

(目的)

第1条 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)(平成19年2月15日付け文部科学大臣決定)」(以下、「ガイドライン」という。)の趣旨を踏まえ、高知リハビリテーション専門職大学(以下、「本学」という。)に交付される研究費の不正な使用が明らかになった場合(疑いのある場合を含む。)の取扱いについて定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 本学における公的研究費の不正発生時の対応については、他の関係法令及び本学の諸規程によるほか、この取扱いによるものとする。

(告発等の取扱い)

第3条 本学のすべての職員は、研究費の不正な使用を発見したとき、又は不正な使用の疑いがあると思われるときは、統括管理責任者(副学長及び事務局長)に報告するものとし、統括管理責任者は学長に報告するものとする。

- 2 学長は前項及び前項以外の告発等(報道や会計検査院等の外部機関からの指摘を含む。)を受け付けた場合は、告発等の受付から30日以内に、告発等の内容の合理性を確認し調査の可否を判断するとともに、当該調査の可否を配分機関に報告する。

(調査中の一時執行停止)

第4条 学長は、第3条により調査を行うことが必要と判断した場合は、調査対象制度の研究費の使用停止を命ずる。

(委員会の設置)

第5条 学長は、不正に係る調査を実施するために必要と認めた場合は、研究費不正調査・対応委員会(以下、「委員会」という。)を設置することができる。

- 2 委員の氏名については、調査の終了後に公開する。

(委員会の組織)

第6条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 本学の直接の利害関係を有しない教員で学長が指名する者
- (2) 本学事務局の直接の利害関係を有しない職員で学長が指名する者
- (3) 本学の職員以外の者で本学及び告発者、被告発者と直接の利害関係を有しない学長が任命する者

(委員会の所管事項)

第7条 委員会は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 研究費の不正な使用の疑いのある事例の事実関係の調査
- (2) 不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額の認定
- (3) 調査した結果についての学長及び統括管理責任者への報告
- (4) 当該案件の調査結果に基づいた今後の不正防止の対応策の提言

(任期)

第8条 委員の任期は、学長及び統括管理責任者に最終の調査結果の報告をするまでとする。

(委員長)

第9条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の中から学長が指名する。
- 3 委員長が欠けたとき及び委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指定した者が委員長の職務を行う。

(会議)

第10条 委員長は、会議を招集し議長となる。

- 2 会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の3分の2以上で決する。

(手続き)

第11条 委員会は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法について配分機関に報告、協議し、事実関係の調査を行うため、研究費の不正な使用を行った者(不正な使用を行った疑いのある者を含む。)及び不正に関わった者(不正に関わった疑いのある者を含む。)から、速やかに聞き取り調査を行う。

- 2 委員会は、事実関係の調査のため必要と認められる場合は、取引の相手方からも聞き取り調査を行う。
- 3 委員会は、調査に基づき、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について認定する。
- 4 委員会は、調査の結果を踏まえ不正防止の対応策を検討する。
- 5 委員長は、事実関係及び不正の認定結果並びに不正防止の対応策について学長及び統括管理責任者に報告するとともに、教育研究審議会にて結果を報告する。
- 6 学長及び統括管理責任者は、その報告に基づき懲戒処分の検討が必要であると認めるときは、理事長に対して高知学園就業規則第5章に規定する審査請求を行うものとする。
- 7 委員長は、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、学長及び統括管理責任者に報告する。

- 8 委員長は、学長の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況及び調査の中間報告を学長及び統括管理責任者に提出する。

(配分機関への報告及び調査への協力等)

第12条 学長は、告発等の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の公的研究費等における管理・体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出する。期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関に提出する。

- 2 学長は、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関に報告する。
- 3 学長は、配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況及び調査の中間報告を当該配分機関に提出する。
- 4 学長は、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出または閲覧、現地調査に応じる。

(事務)

第13条 この委員会の事務は、事務局庶務課において処理する。

附 則

この取扱いは、令和元年9月30日から施行する。

研究費の不正発生時の対応チャート

